

# 誓約書

横浜ゴム健康保険組合 常務理事

扶養申請者  
( **横浜 康代** ) を被扶養者として認定されたが、虚偽が判明した場合は、扶養資格を失います。また、被扶養者として認定された場合は、速やかにその旨の届出を行うこととなります。

下記の事例に該当した場合は被扶養者の資格が無くなります。契約変更日・受給開始日等の「事由発生日」に遡って減少となります。申請が遅れた場合、その間に当健保が負担した医療費等は健保への返金が必要となります。

事例の内容を確認し、✓を付けてください。

\*全ての項目を確認し✓を入れてください

| 被扶養者資格を満たさなくなる事例 |  | 確認欄<br>(✓) |
|------------------|--|------------|
| 1                | 給与等の収入が増えたとき<br>(就職・アルバイト開始、雇用契約変更による勤務時間の増加や時間給の昇給等)                        | ✓          |
| 2                | 雇用保険の失業給付等、継続的な給付の受給が開始されたとき<br>(育児・傷病等による受給資格延長手続き後の受給開始。但し、一時金は対象外)        | ✓          |
| 3                | 継続的に支給される各種年金の受給開始や受給額変更に伴い収入が増えたとき<br>(厚生年金・国民年金・障害年金・共済年金・遺族年金・個人年金・企業年金等) | ✓          |
| 4                | 以前加入していた健保組合から退職後の継続給付として支給される「傷病手当金」や「出産手当金」の日額が基準を超えていたとき                  | ✓          |
| 5                | 別居等により、被扶養者の主たる生計者に該当しなくなったとき<br>(別居後も送金により主たる生計者である確認が出来る場合を除く)             | ✓          |
| 6                | その他、継続的な収入を得るようになったとき<br>(株の売買等を生業とする収入・不動産収入・個人事業の開始等)                      | ✓          |

申請内容に虚偽があった場合や異動による減少の届出を怠った事により、健康保険組合に医療費等の負担が生じた場合は、事由発生日に遡りその給付金の全額を弁済します。

「誓約書」の内容について、被保険者(本人)が確認しました。

記入日： 令和 **3** 年 **4** 月 **10** 日

記号・番号： **123\*** — **678\*\***

被保険者  
氏名：**横浜 健男**

〒 **10\*** - **00\*\***

**東京都\*\*\*区\*\*町1-2-3**

住所：**YRCマンション102号室**

以上

## 【参考】被扶養者として認定される要件

- 被扶養者の収入は、被保険者の年間収入(標準報酬月額×12ヶ月)の1/2以下である
- 被扶養者の収入が月額換算で **108,334 円未満(年額:130 万円未満)** である  
\* 障害者及び 60 歳以上の場合、月額:15 万円未満(年額 180 万円未満)  
\* 雇用保険失業給付受給等の場合、日額 3,612 円未満(障がい者・60 歳以上は 5,000 円未満)
- 別居の場合、上記①②に加えて、被扶養者の年間収入を上回る額で社会通念上生活可能な額の送金を毎月定期的に行っている

☆認定基準の詳細は、健保組合ホームページに掲載されています。

横浜ゴム健保

🔍 検索 🖱️